

平成20年度第4回
川崎市環境審議会温暖化対策特別部会

- 1 日時 平成21年3月19日(木)午前9時45分から
- 2 場所 いさご会館第6・7会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員(敬称略)
飯田和子、飯田哲也、岩本孝子、菅井茂勝、瀧田浩、寺尾巖、原徹、藤井修二、藤吉秀昭、柳下正治
 - (2) 事務局
牧地球環境推進室長、三木環境調整課長、高松地球環境推進室主幹
柴田環境影響評価室主幹、江口緑政企画担当職員、水口廃棄物政策担当主幹 ほか
- 4 傍聴者 6名
- 5 議事
前回の議論の確認等
 - 1 開発行為・建築行為における地球温暖化対策
議題
 - 1 市による地球温暖化対策について
 - 2 審議会答申取りまとめに向けたこれまでの議論のまとめ
- 6 配布資料
 - 資料1 開発行為、建築行為における地球温暖化対策(再生可能エネルギーの導入検討含む)
 - 資料2 市による地球温暖化対策について
 - 資料3 審議会答申取りまとめに向けたこれまでの議論のまとめ
 - 参考1 平成20年度第3回川崎市環境審議会温暖化対策特別部会会議録(要旨)
 - 参考2 神奈川県条例記者発表資料
 - 参考3 地域におけるエネルギー有効利用に関する計画制度の概要(東京都資料)

7 議事内容

開会

- 事務局 (審議会の成立)
事務局 (地球環境推進室長あいさつ、委員紹介)
事務局 (配布資料の確認等)

前回の議論の確認等

- 1 開発行為・建築行為における地球温暖化対策
部会長 それでは、早速始めたいと思います。
はじめに、資料1について事務局から説明をお願いします。
事務局 資料1に基づき説明
部会長 論点は3つあると思います。1点目は、新しい建築物の建設に際しての計画書制度の導入についてです。神奈川県に新しい条例で規定される予定であるけれども、川崎市の場合には、既に建築物環境配慮制度として制度化されており、それで十分ではないかということです。
2点目は、神奈川県の条例では開発行為に関して温暖化対策に特化した計画書制度を導入するという予定ですが、川崎市の環境影響評価制度でも温室効果ガス

を評価項目の一つとして取り入れることは可能である。対象規模については川崎のほうが広いけれども、内容面において温室効果ガスの評価を義務づけているわけではないことから、このままでは県の条例が適用となるが、現在審議している温暖化対策条例で対応を行う必要があるか否かがポイントです。

まず、この2点に関してご意見はいかがですか。

副部会長 3月10日に開催しました市民合同部会の意見概要が配布されておりますけれども、「開発事業・建築行為に係る計画段階での配慮」について、様々な問題提起がなされ、この温暖化対策条例の中でも規定すべきとの意見が出されました。

前回の部会でも申し上げましたが、この開発事業や建築行為に係る部分も大きなポイントの一つになると思いますので、現行の川崎市の制度で十分というのではなく、前向きに進めていくべきだと考えております

部会長 市の条例に関連項目を規定すべきという意見だったと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

飯田(哲)委員 今、環境エネルギー政策研究所が事務局を担って、温暖化条例の策定を検討したり、これに基づく施策を推進したりしている埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市の五都県市に参加していただいて調整等を行っていますが、政策面では、東京都がリードしている状況です。現在までは、温暖化計画書に絞って進めていたのですが、資料を拝見して他の部分の必要性を実感したところです。

自治体間で異なる制度が存在するというのは非常に分かりにくいですし、規制の底上げをしていくという意味では、リードしている東京都に追いついていく、地域ごとに新しい制度を導入していくというのは非常にいいことですが、前提として、それぞれが平均点で並ぶということが大変重要と考えております。そうしないと、自治体ごとに異なるのは非常にわかりにくいですし、混乱につながると思います。後段の議論の再生可能エネルギーの話とも関連しますが、東京都のレベルに並んだ上で、その先を目指すことが必要と思います。

また、CASBEEは、様々な要素が入っており、温暖化性能をきちんと位置づけていく必要があると思います。しかも、CASBEEは、東京都がつくった、建築物環境配慮計画書を骨抜きにしている部分もあるので、温暖化、特に省エネルギーなどは別出ししておく必要があると思います。

川崎市は、横浜市をみながら、東京都水準を目指すということで、進めていく必要があり、CASBEEでいいというのではなく、省エネだけは特出しして、断熱性能などをきちんと決める必要があると思います。

開発行為については、東京都の環境確保条例で導入した水準をみながら、検討する必要があると思います。実際、東京都の環境局からは、事前の計画書で、最初から温暖化性能を決めた上で、設計に入ることが極めて有効だと聞いております。

このように、東京都と横並びを目指すことが大事だと思います。

部会長 東京都の事例というお話がありましたが、川崎市は神奈川県に属し、神奈川県との制度の調整がないと自動的に県の条例が適用されてしまうのですが、その点は飯田委員いかがでしょうか。東京都でも同様の制度があるのでしょうか。

飯田(哲)委員 昨年、東京都の環境確保条例が改正され、地域開発に際して新しい計画書制度が導入されています。

柳下部会長 今の東京都の制度について、事務局で把握していますか。

事務局 参考3として配布させておりますが、対象は計画床面積が5万㎡以上となっております。

ります。

部会長 あくまでも建築物であって、開発行為などではないということですね。

それでは、戻りまして、建築物に関する地球温暖化対策について、CASBEEでの対応だけは問題があるというご意見を出されましたが、いかがでしょうか。

岩本委員 一般市民として、マンション購入を考えるとときに、販売広告等にCASBEEのマークが出ていますが、これは従来の住宅性能評価とは違った環境負荷の視点を取り入れた評価と理解しております。ただ、マンションへの自然エネルギーの導入なども広告に掲載されていますが、風力と太陽光発電が何枚かついているような、シンボリックなもので、もっと本格的に導入されるような仕組みがあればいいと思っています。

全体として、CASBEEの表示は目につくので評価につながっているということ、あわせて横浜市や東京都も一緒だったらいいなと思っています。

部会長 他にいかがでしょうか。

藤井委員 たしかに、CASBEEには、評価項目が非常にたくさんあって、温暖化はその中の一部ですが、制度的に環境の質とエネルギーを含めた環境負荷とのバランスで評価しようというものなので、それは評価すべきと思います。

実際に温暖化対策についてCASBEEを考える場合には、各評価項目のウエートづけを少し変えることが大切だと思います。当初、CASBEEが制度化されたとき、温暖化は重視されていましたが、環境負荷要素のウエートづけということが考えられる段階でなかったと思いますので、川崎市として温暖化対策によりウエートをおいた制度としていくべきというのが私の意見です。

部会長 今のご指摘は本質的な内容だと思います。神奈川県条例で建築物の温暖化対策に関する計画書制度が規定される予定ですが、川崎市は既に温暖化を含めた幅広い建築物に関するCASBEE制度というのがあるからいいというのではなく、その制度の中で、温暖化対策に少しウエートづけを変えていく必要があるというものだったと思います。

飯田（和）委員 今、藤井委員が指摘されたようにCASBEE制度ではウエートづけを変えていくことが必要ですが、温暖化条例の中にも何らかの制度を規定していく必要があると思います。

それと、戸建住宅についても、省エネ性能を上げていく必要があると思います。実際、断熱性や省エネ性能について、戸建住宅は非常に劣っていますし、麻生区などでは、戸建住宅の建築が行われていくと思いますので、その対策が必要だと思います。

また、対策について、規制や義務に対応する助成などの制度が必要だと思いますので、しっかりと進めていく必要があると思います。

部会長 少し論点を整理させていただきますと、 と は、事前の届出ですとか、事前に計画をつくるといった手続の規定で、 のほうがその中身の話となっています。

と は手続ですから、すべての建築物という話になると、建築基準法の建築確認と同じで膨大な件数となってしまうわけで、役所の仕事や市民の手続がふえてしまいますから、どこかで合理的な線引きというのが必要だと思います。また、 のほうは、対策のレベルや、その中身についてであり、義務づけするなど強制力をもってやるのか、あるいは、低利融資や税制面での優遇など支援を行うなど、様々な方法があると思います。

はじめに、 の手続き面の議論を先にしたいと思います。

まず、CASBEEに関して、温暖化という観点から、新しいルールをつくるべき、あるいは既存のCASBEEを活用しながら、温暖化に重点をおいて、強化していくべきという二つの話があったと思います。

この点について他に意見がございますか。

飯田（哲）委員 建築物に関しては、通常のカSBEEですと、極端な話、緑化に取り組むことで、省エネ対策などは講じなくても高評価となる場合もあるので、先ほど藤井委員が指摘されたように、重みづけという方法が1つ、あわせて、省エネ温暖化性能の最低レベルを定めることも考えられると思います。いずれにしても、今ここでは決められないと思いますので、温暖化により重点をおいた川崎版CASBEEの検討をぜひお願いしたいと思います。

それから、飯田（和）委員が指摘されたように、日本の戸建住宅の省エネ性能が低いというのは周知の事実で、いくつかの論点があると思います。1つには、行政の立場からすると、対象件数が多過ぎて行政コストが膨れ上がり、容易に規制に踏み込めないこと。2つには省エネ基準を義務づけた場合、地場の工務店がはじき出されてハウスメーカーばかりになるという、産業への配慮があること。3つには、ユーザーの立場からすると、車でも車検があるのだから、一生に1回の何千万の住宅の購入が建築基準だけでいいのかということ。例えば、ヨーロッパなどでは、実際に空気を中に充填して、漏洩率を全数測定していますから、可能だとは思いますが、1点目の行政コストとのギャップを埋めていくような努力が必要だと思います。

もう1つは、事務局としてスケジュールがあるので、現段階でそんな難しいことまで条例化できないという心配はあると思いますが、この審議会としては検討課題をきちんと出しておいて、今度の条例に入らなくても課題として詰めていくべきということを確認しておく必要があると思います。

部会長 御指摘のとおり、今は条例の議論をしているわけで、手続きを課すようなものは今検討する必要があるわけです。ただ、CASBEEの中身を見直せというのは、後の段階で事実上修正するとか、強化するというのはできるかもしれませんね。今の飯田（哲）委員の整理は非常に参考になったと思います。

他にいかがですか。

藤吉委員 CASBEEのシミュレーション事例を拝見したことがありますが、環境性能の項目が非常に多く、結構トレードオフの関係にあるものもあり、これを無理して点数化して数量化している部分があります。

こうした点では、多くの項目の中に、温暖化対策の部分が隠れてしまい、本当に温暖化を抑制するような機能を持たせられるのか、シミュレーションしたほうがいいのかと思います。

もう1つは、温暖化といえども、環境全体の中で占める位置づけが見えたほうがいいのかと思います。こうした点で、トレードオフといった構造をにらみながら、今ここを重点的には推進しているというのが見えるという点では、CASBEEは有効だと思います。

部会長 議論を集約すれば、建築物に関する地球温暖化対策については、既存のCASBEEについて、温暖化対策に関する議論をきっかけとして、必要な見直しなり充実を行うということだと思います。

2番目の開発行為についてですが、実は神奈川県が条例が継続審議となった理由が分からないので、この前提が変わると議論が異なってくるのですが、県条例で対応すればよいという考えがある一方、川崎のことは川崎市できちんと

対応しようという考えもあるわけです。後者のように、川崎で対応する場合、神奈川県条例の適用除外にするとということですね。この点では、既存の川崎の環境影響評価制度の仕組みだと適用除外にはならないということがはっきりしましたので、この点いかがでしょうか。

副部長 川崎は東京に隣接しているわけで、人口が流入してくるわけで、最近、武蔵小杉駅で高層マンションの建設が進んでいます。こうした点で、県西とは立地条件が異なっています。今後も開発が行われ、人口が増加していく可能性があるわけで、こうした中であっても、住みやすい地域にしていかなければいけないと思います。

温室効果ガスについていえば、人口が集積しても、その削減を進めることは非常に重要なわけですし、さきほどの飯田(哲)委員の意見のように、東京に準じるかたちで条件を厳しくせざるを得ないのではないかと思います。

ですから、神奈川県条例云々ではなくて、隣接の東京や横浜を横目に見ながら、川崎独自の考え方を進める必要があると思っています。

部長 市独自にルールを導入したらどうかというご意見ですが、具体的にどのようなものが想定されますか。

ここでのポイントは、現行の市の環境影響評価制度では、環境影響に関する項目を事業ごとに選択をするため、温暖化という項目の選択が義務付けられていないわけです。ただ、対象は、市のほうが広いわけです。

こうした点を踏まえながら、隣り合っている複数の自治体のルールの重なりや、相違は複雑にしないということを中心に考えていく必要があると思います。

飯田(和)委員 前回も申し上げましたが、麻生区の古沢での環境影響評価についての経験を申し上げると、この制度は、地球温暖化、省エネルギーに特化したものではなく、生物多様性だとか、緑の保全など、環境影響評価の項目が多岐にわたっているわけです。

この点で、私はこの温暖化に特化して開発行為についての計画書制度を構築する必要があるという考え方です。また、県の条例については、対象が1万㎡以上、床面積の合計が5000㎡となっておりますけれども、この対象範囲の設定が課題だと思います。

また、環境影響評価制度で、様々な意見書を出しても、最終的な評価書にほとんど影響を与えられるものではなく、環境影響評価制度では不十分だという考えです。

藤井委員 川崎市の環境影響評価制度の中にある温室効果ガスに関する評価や、環境配慮項目にあるいくつかの項目について、県条例と同じように温暖化に関する対策を独立させ、それに対応できるような形、例えば附属書といった形がいいと思います。

瀧田委員 マンション等の住宅を中心に議論されていますが、業務ビルとか、工場などの施設も対象となるとと思いますので、きちんと議論しておく必要があると思います。

菅井委員 今議論されている内容については、省エネ法や温対法で規定されているものとはどのような関係になるのでしょうか。

事務局 ご指摘は、省エネ法の定期報告のお話だと思いますけれども、今の議論は建築とか開発が行われる前段でお願いすることになるものだと思います。定期報告などは、毎年、事業活動についての配慮をお願いするものですが、建築とか開

発の前段でやったほうが、より効率がよくなるという考えでご提案いただいていると考えております。

菅井委員 省エネ法でも、設備や照明器具に関する細かい規定があったと記憶していますが、どうでしょうか。

事務局 省エネ法のほうでも、建築物における手続きがございまして、2,000㎡以上だったものが、300㎡まで拡大されると聞いております。その中でも、断熱性能ですとか、昇降機の基準が定められております。

このような省エネ法の手続きは当然行われていくわけですが、アセスメントというのは、その建てる以前の計画段階で配慮を組み込もうという趣旨でございますので、省エネ法はありつつも、今の議論をいただいているスライド3、4の部分というのは、現行のアセスのような段階でいかに配慮を組み込む策をとるかというふうに区別してお考えいただきたいと思っております。

飯田（哲）委員 確認ですが、県条例は1万㎡以上の区域で、床面積の合計が5000㎡を超えるということで、1万㎡以上でも、建築物の床面積の合計が5000㎡以下だったら対象とならないのでしょうか。一方で、市条例は、開発区域の面積が1ヘクタール以上なので対象が広い、同等以上ということでしょうか。

また、川崎市の環境影響評価制度では、温室効果ガスの評価を行うか否かは、事業者の裁量にゆだねられているので、川崎市が適用除外を受けられないということは、事務局では県条例を適用してもらったほうがいいと判断しているということでしょうか。

それから、今回は温暖化条例の検討をしているので、環境影響評価の条例は、改正することは考えていないという判断をされているのかという3点を確認させていただきます。

事務局 まず、1点目ですが、県条例の対象は1万㎡以上の区域において、床面積5000㎡以上の建築物が予定されている場合に対象になるというふうに聞いておりますが、川崎市の条例は、単に開発の区域が1ヘクタール以上となっておりますので、川崎市の条例のほうが対象は広がっております。

2点目については、県条例を適用すべきといった意見を事務局が持っているというわけではなくて、この場でご議論いただきたいと考えております。

3点目については、環境影響評価条例の改正は想定しておりませんが、先ほどCASBEEでも強化というお話がありましたが、そのような対応もあるかと思っております。

藤吉委員 環境影響評価の中で、地球温暖化ガスを扱っている他都市の議論を踏まえると、自発的な事業者の地球温暖化ガス削減努力が計画に盛り込まれ、定量的な削減値が示されるわけですが、定められた目標値があるわけではなく、フォローアップもなされていない感じがしております。

もちろん計画されるということで効果はあると思うのですが、そこをより実効性のあるものとするため、他の制度を構築すべきという判断をするかが重要だと思っております。

川崎市の場合に、今までの実績から、実効性を担保できる面があるのか、ある程度目標設定させるとか、フォローアップが可能であれば、それを使っていけばいいと思っております。

菅井委員 藤吉委員の話に関連して、環境影響評価制度の実効性を高めるということであれば、今後、計画書をつくり、報告が行われるようなれば、その前段でアセスがあるということで回っていくと思っております。

あとは、市条例と県条例の関係ですけれども、結局は県条例でいいとするのか、どうせ提出が義務付けられるのであれば、市の環境影響評価条例の中で、最低限、県が求めるものを入れ込むことが必要でしょうし、その上で、レベルの議論があると思います。

部会長 事務局に確認します。今、温暖化対策条例の議論をしていますが、温暖化問題は様々な政策分野に波及しますから、今議論のあった既存の環境影響評価制度を変えてもらおうという議論があってはいけないのでしょうか。

事務局 審議会の答申でございますので、その審議の中で、他の条例に及ぶものがあれば、それについても意見を出すのはありえると考えております。

部会長 県条例で対応すればよいという意見もありえますが、その場合、川崎市の環境影響評価条例の手続きも必要ですから、事業者としては二重の手続となるわけですね。また、県条例で手続きをやったから、川崎市の温室効果ガスの評価は全部白紙で結構ですということになるのでしょうか。

川崎市の人口は140万で、地方の県にも匹敵する規模です。川崎市の環境影響評価制度で、少なくとも神奈川県で想定される内容はカバーできるようにすれば、県条例は適用せず、市として責任持ってやるというのが一番分かりやすいルールだと思います。しかも、事業者にとっても県と市に足を運ぶ必要もなくなります。

この審議会の議論では、既存の他のルールの変更は考えていないということだと議論が進まなくなってしまうのですが、いかがですか。

事務局 温暖化対策の場合、特に理念的なものを入れていこうということを当初お話ししました。条例の全体の中で、細かく規定するという以上に、今までなかった考えを、環境の条例の体系の中に新たな条例として1つ入れ込むということに大きな意義があると思っております。その上で、他の条例に対しても改正を促す、課題を提起することも、理念条例の中には役割としてあると考えております。

部会長 今までの議論をまとめますと、手続を増やすことは時代の要請ではない。そうかといって、県条例に基づく新制度に任せておけばよいということではなく、CASBEEや市の環境影響評価制度で県条例と同等以上の内容が担保されるようにして、むしろ川崎市として一貫した施策体系を構築するということだと思えます。

飯田（哲）委員 今の整理に賛成です。制度については、作って終わりではなく、次のステージ、次のステージにつながっていくので、関連するデータや、事業者とのやりとりを通じた知見などが市に蓄積されることが重要だと思います。

一方で、川崎とか横浜が抜けると、県にとっては困る部分もあると思いますので、情報公開制度上の課題などを整理しつつ、市が受け取った情報については、市と県が連携して、県は県域をカバーできるようにしていただきたいと思えます。

あわせて、中身については、出発点は県の制度かもしれませんが、具体的にガイドラインなどを検討していく上で、県と同じ水準にするのか、もう一步超えるのかという議論を重ねる必要があると思っております。

岩本委員 これまでの議論は、新しい開発や、新しい建築についてですが、既存の建物や中古マンションの供給についての修繕なども大事であり、結果として、経済的にも回っていくのではないかなと思っています。

部会長 建築行為、開発行為の議論を進めてきました。これまでの議論の流れを受ける

と、再生可能エネルギーの導入の検討についてだけ県に任せるということには
ならないですから、3番の再生可能エネルギーの導入検討についても、市のル
ールに基づき進めないで一貫性がなくなってしまいます。

この点についていかがでしょうか。

飯田（哲）委員 この点については、市と県と一緒にやってつくりながら、市として、き
ちんと中身も定めて自分のものにしていく必要があると思います。

次の段階として、現実に導入しなさいという義務づけがあり、その入り口と
して、検討義務づけがあると思います。検討義務づけは、結果を行政に提出す
る過程で指導が入るし、本当にできないという報告書が蓄積されてくると、そ
れ自身は行政にとっても財産になると思います。

あわせて、戸建住宅などについては、施主への検討義務づけは難しいので、
ハウスメーカーなどに説明義務を設ける。この説明に関して、市のほうで具体
的な説明内容に関するガイドラインをつくったり、講習会を開催したり、ハウ
スメーカー等の底上げをしていくこととあわせて、行政として知見を蓄積して
いく必要があると考えています。

このように、小規模な建物は説明義務づけで、大規模なものは検討義務づけ
を行い、最終的には導入義務づけまで誘導していくという道筋だと考えており
ます。この説明義務づけは、他都市で取り組まれていないので、結構ユニーク
なプラスアルファの非常に大きな要素になると思います。

部会長 今回の説明義務づけの提案は、建築基準法の対象となる全ての建築物ということ
ですか。その場合、建築関係の手続きに規定することになるのでしょうか。

飯田（哲）委員 大規模な部分は検討義務づけができるわけですけれども、戸建住宅など
については、不動産取引のときの重要事項説明のように、施主に対して、省エ
ネルギーとか、自然エネルギーの導入オプションを説明するということです。

規定の場所については、建築関係の手続きに入れられればよいのですが、他
部局の条例を改正させるのは大変だと思うので、温暖化条例の中に規定するの
がいいと思います。

藤井委員 説明の義務づけに賛成します。建築に際して、施主がエネルギー消費などを理
解できるように説明するのが一番で、その中で施主が選択できるようにする義
務があるといいと思います。

それから、これまでの議論で新築が中心でしたが、改築の際に、新たにエネ
ルギーに対する評価を行うとことが重要なので、改築も加えていただければと
思います。

部会長 ほかにいかがですか。

飯田（和）委員 今までの議論には賛成です。また、川崎版という意味では、前回の部会
で、佐土原委員から未利用エネルギー、廃熱の利用についても、検討する仕組
みを導入するように議論してほしいというご注文があったと思います。

現在、臨海部で仕組みづくりを進めているところなので、瀧田委員もいらっ
しゃいますけれども、再生可能エネルギーと未利用エネルギーの利用というこ
とで検討してほしいと思います。

東京都の中では地域冷暖房の導入の検討というところで、地域エネルギー供
給計画という形になっておりますが、こうしたものも検討すべきと思います。

部会長 瀧田委員にお伺いしますが、未利用エネルギーというのは、現実問題として、
臨海部でどのくらい利用可能なのでしょうか。

瀧田委員 数値的なものは本日持ち合わせておりませんが、川崎市の経済労働局とここ数

年検討しています中では、臨海部から大量の廃熱が出るものの、高温のものについては、ほとんど各企業が再利用しておりまして、120度ぐらいまでのそれほど高くないエネルギーは空中に放出しています。その廃熱を、パイプラインで利用できれば、それは地域内で循環がさらにアップするわけですが、それをその他の周辺の地域に持っていくとなると、トラックに排熱の貯留タンクを積んで、オフラインで持っていく必要があり、仕組みを構築できないか検討しております。例えば、神奈川口の大規模プロジェクト、小さいところではお風呂屋さん、温水プール、病院などでの可能性を検討しております。

ただ、大きな課題がございまして、オフラインの場合は、物流コストが相当かかり、コスト的には非常に厳しいので、廃熱供給によるCO₂削減をカウントしてもらって、それがコストだけではなくて評価されるような仕組みをセットしておく必要があると思います。

部会長 再生可能エネルギーの導入の検討について、大部分は、太陽光利用を前提として、一定規模以上の新築、増築、改築に関しては、検討の義務づけ的な発想が必要ではないか、あわせて、それ以外についても説明義務づけをすることによって、人生における大きな買い物を行うときの教育効果が生まれてくる面もあるという話がありました。

もう1つ、臨海部に未利用エネルギーという大きな財産がある川崎の特徴を踏まえ、それを条例で何らかの方向を示すというようなことが必要ではないかという議論があったと思います。

具体的なルールについては、審議会の段階ではなく、事務局で検討していただくことになると思います。こんな形で、よろしいでしょうか。

岩本委員 関連して、補助金とかが制度としてあると普及が進むと思います。国でも長期優良住宅などは補助金が出ますので、川崎市でも検討してほしいと思います。

それから、先ほどの未利用エネルギーの話に関連して、以前、日野のエコヴィレッジを見に行きましたが、一定の集合住宅のようなところでモデル的に取り組むことも必要だと思います。

飯田（哲）委員 来週、川崎市新エネルギー推進協議会もありますので、廃熱利用に関して少し補足させていただきますと、臨海部の廃熱だけをイメージすると、経済性とか事業性が課題で進まなくなってしまうのですが、もう少し幅広くとらえ、エネルギーの品質に応じてきちんと地域の再生可能エネルギーを利用していくことが重要だと思います。

例えば太陽熱とバイオマスの熱利用と、地中熱等を含めて考えると、未利用熱の幅が広がってきます。そうすると、再生可能エネルギーの導入ともう少しつながってきます。

先ほどの資料では太陽光の部分だけの検討のプロセスが示されていましたが、むしろ主眼は太陽熱とか地中熱で、例えば、基礎の段階で地中熱のパイプも一緒に掘ることを検討するなど、幅広く温暖化対策を進めていくということで、地域のエネルギー、未利用熱が使えるような検討を課していく必要があると思っています。

部会長 再生可能エネルギーを太陽に限定する必要はないということですね。

議題

1 市による地球温暖化対策について

部会長 次の議題に移ります。事務局から資料2について説明をお願いします。

事務局 資料2に基づき説明
部会長 ありがとうございました。
事業者としての市が自ら率先して温暖化対策を行っていくことなどについて説明がありました。いかがでしょうか。

瀧田委員 前回、開発行為等に関する地球温暖化対策で、環境影響評価制度の評価項目にヒートアイランド対策もありました。市による温暖化対策としてこの点もまちづくりの中で押さえていただきたいと思っております。

部会長 市による対策というのは、どこまでを含むか気になりますが、この点いかがですか。

事務局 ここでは、市を狭い範囲で捉えておりまして、瀧田委員からご指摘のあったヒートアイランド対策は市域の施策でございますので、全体の中では考慮し、入れようと思っておりますけれども、資料2では記載しておりません。
資料2でご議論いただきたい点は、市がやるべき事項については法律に規定されているので当然だという事項が多くなっております。

部会長 こうした規定を条例に設けることで実質上何か変わるものですか。

事務局 条例の役割が、理念をあらわそうということでございますので、事業者、住民の責務を定める中で、市の責務がないのもいかがなものかということでございます。
もしよろしければ、資料3の説明に入らせていただいて、こちらに戻っていただくかたちでいかがでしょうか。

議題

2 審議会答申取りまとめに向けたこれまでの議論のまとめ

部会長 では、資料3について説明してください。

事務局 資料3に基づき説明

部会長 ありがとうございました。
これまで数回にわたって行ってきました議論の全体を体系的に整理していただいておりますが、これを見ることによって、議論の足りない部分、まだ検討していない部分にも気がつくかと思えます。何かお気づきの点があればお願いします。

岩本委員 資料2の4と書いてあるところの右下に、地域地球温暖化防止活動推進センターの協力と書かれていますが、具体的な内容はどのようなものでしょうか。

事務局 センターにつきましては、地球温暖化対策推進法の中でも位置づけられておりまして、その中で地方公共団体の実行計画を推進していく上では大きな推進体制の1つでございますので、その協力があって、この計画が回っていくという形となっております。

部会長 協力というより、連携じゃないかな。

事務局 こちらの文言については、環境省の資料をそのまま掲載させていただいております。

瀧田委員 資料3の2-2の事業活動に関する地球温暖化対策というところでございますが、特に のところですね、 、 、 、「こういことを掲げていただいて、これはこれまでの議論を踏まえているとはいえ、事業者から見れば積極的に評価すべきと思っております。関連して、1や3ということからいけば、原単位での評価も踏まえていただけるものと思っております。

飯田(哲)委員 前回のエネルギーのときに出席できなかったのも、そこも含めて幾つか

コメントします。

はじめに、市としての取り組みですが、その排出量のとらえ方として、三重構造をイメージすべきだと思います。一番内側は市役所という法人が直接出しているもの、一番大きい外周が市域から排出されているもの、その中間として道路整備など、市が事業として行っているものがあると思います。

市が率先行動として、予算を使って道路整備などを行うときに大胆な温暖化対策の取り組みを行う、つまり他部局の取組をきちんとしていただきたいというのが一点目です。

それから、資料3の全体の構造の中で、新しい条例を一発勝負でつくってしまうのか、何段階かに分けてしまうのかという、そこら辺のスケジュールはどうなりますか。横浜市の例でいうと、この2月の議会で第一陣として改正を行い、次に9月にもう1回やって、また次にもやろうという、波状攻撃で次々に埋めていく予定をしています。そういう意味では、とりあえずは大枠をつくって、できるところだけ埋めておいて、3年、5年と間をあけずに改正をしていったほうがいいと思っています。

今回は、できる範囲をやって、また3年後ぐらいに先送りするか、そこら辺は事務方の考え次第ですが、その考え方によって今回規定すべき項目は違ってくると考えています。

例えば、大きいところでいえば2-4の再生可能エネルギーですが、一回目の対応としては、まずは2-2の温暖化計画書制度が一番大きいので、再生可能エネルギーは次の段階でもいいと思います。ただ、再生可能エネルギーは川崎市が八都県市の中でも幹事市なので、できればもうちょっと思い切って例えばフィードインタリフのようなものを川崎市独自制度まで踏み込めるといいと思います。

それから、2-6のその他の施策のうちで、交通のところは大きな頭出しをしていただきたいと思います。具体的な施策として、神奈川県も横浜市も電気自動車をクローズアップしていますし、ESTのマスタープランをちゃんとつくるみたいなところを規定してはどうでしょうか。交通分野でその利便性が高い中でさらに削減していくことを規定し、その中で、電気自動車や、駐車場の話を考えていくような大枠がもう1つあってもいいと思います。

前半で議論した部分も、今回の策定で対応する部分と、その積み残しを次回の改正で取り組む部分を立体的に構築し、どこまでなら成立できるという勝算もあると思いますので、そこを見きわめつつという感じで組み立てていただけたらいいと思います。

副部会長 関連して3点ほどございます。

1つ目は、県の条例との項目を比較してみても、森林と交通、それから、市民の日常生活とか教育という項目が県条例には含まれています。市民の日常生活についても、県条例では独立して取り上げていますが、川崎の条例でも、市民に頑張ってもらいたいという意見もございまして、川崎も市民のいろいろな独自の省エネ活動その他についての期待をクローズアップしたほうがいいと思います。

2つ目ですが、2-6のその他の施策の中で、次のような事項についての努力義務を盛り込むことが想定されるとありますが、交通とか緑などは温暖化対策の中心になるものですので、努力義務という、他に依存してしまうイメージがありますので、その辺が気になっています。

3点目は協働なのですけれども、これは1 - 2に協働によるということですが、川崎は既に協働の組織として協議会がございますが、今後、協働を強化していくということで、具体的な形を定義したほうがいいと思います。

部会長 市の事業は、何を念頭に置いているかという指摘があったと思います。この点いかがですか。

事務局 二重構造までわかるのですが、三重構造までは区分けができておりません。予算範囲というお話がありましたが、非常に微妙なところもございまして、今まで議論してきていない領域だと思います。何か、お知恵ですとか、事例があれば、ご紹介いただければと思います。

部会長 法律の実行計画は、一重構造だけですか。

事務局 法律では、公共交通機関などについても規定されておりますので、その辺まで市の計画に記載していく必要があると思います。

部会長 市営の公園や市道の整備など、多くの市の事業の全てを含んだものであるのか、市役所という建物の中で行っているものに限定するののかによって、一重と二重の関係は違ってきますね。

事務局 市の施策の狭い領域で申しますと、エコオフィス計画がございます。これ自身も、省エネ法の改正で、より幅広いものにする必要があり、市役所自体の省エネの一層の推進ということは、また新たな課題として出てきております。小学校、中学校もすべて市という範囲で取り上げております。

部会長 ここは意外と難しいけれども、しっかり定義しなければいけないところです。

また、川崎というと、大規模工場が目立ちますが、中小だとか、そういったところに対する施策展開は明文化されていませんね。あわせて、交通に関して明文化はない。さらには、森林、教育、日常生活に関する取組も課題です。こうしたものを追加する形で議論するのがいいのか、先ほど飯田委員から若干長期的な視点に立って、策定した条例をどんどん見直すと必要があるという指摘がありました。通常、そうしたものをプログラムの措置と言いますが、条例自体も動的なものにしたらどうだろうかということですね。

藤井委員 今までの議論はもっともなことですが、全体の条例の構成の中でCO₂以外の温室効果ガスに関する施策を川崎市としてはどうするのか、条例の中に位置づけておかないといけないという気がしますので、それだけ1点指摘させていただきます。

事務局 計画書、報告書制度、あるいは新設にかかる開発行為、この中ではCO₂ではなくて、すべて温室効果ガスが対象になりますが、施策として、市でどこまで対応できるかについては難しい面もございます。

部会長 ほかにお気づきの点がありますか。

飯田(和)委員 時間がないので、今までの議論についてしかできないというのはわかりますが、この審議会として積み残しをしている部分について、はっきり明記していただきたいと思います。

例えば中小企業対策とか、スーパー、コンビニの問題だとか、交通、市民の生活について、もう少し議論したかったのですが、それができていませんので、その点を明確にしてほしいと思います。

部会長 御指摘のあった事項も努力義務規定などで何らかの形で規定することができると思いますが、法的拘束力を持ったきちんとした制度としてはこれまで議論していないので、一気に条例に盛り込むことは困難かもしれません。

そうすると、今回の審議会ですら十分には議論されていないが、大事な部分につ

いて整理する必要があると思います。また、今後、地域推進計画づくりになりますが、その段階ではきちんと対策として検討する必要があります。計画で対策を講じ、それで対策が不十分な場合、条例で制度化するといったフィードバックプロセスが必要だと思います。

先ほど、飯田(哲)委員から指摘のあったように、必要に応じて条例を改正していく、一旦策定したら大事にするものではないということを審議会の最後の答申の中に明快に書いておく必要があると思います。

寺尾委員 既に言い尽くされておりますけれども、私としては、水の再利用を入れていただきたいと思います。日本は水に大変恵まれていますから、そういう面で要らないよというふうにいわれるかもしれませんが、世界中で、水が大分減ってきておりますので、雨水の再利用や、下水道の再利用について検討していただきたいと思います。

部会長 規定の方法については、工夫をしていただきたいと思います。確かに川崎は城山ダムか相模ダムから延々と、長沢浄水場等に持ってきているのですね。だから、水確保にも大変にエネルギーを消費し温暖化問題に関連しているという認識をもっておく必要があると思います。

その他

部会長 最後に今後の予定を確認したいのですが、次は4月17日ですね。その段階では、今回、今まで議論したことをまとめて、答申のたたき台みたいなものが出るのですか。

事務局 もう1度持ち帰って検討させていただきたいと思います

部会長 審議会の答申だけを拙速に急いでしまって、後になって失敗したということにならないように、事務局でよく検討していただければと思います。

それでは、きょうはこれで終わりたいと思います。

事務局 活発なご意見をいただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の第4回温暖化対策特別部会につきましては、これで終了させていただきたいと思います。皆様どうもありがとうございました。